

製油所の安全確保策に関する検討会の検討状況について

2013 年 2 月 20 日

石 油 連 盟

1. はじめに

安全確保に向けたこれまでの活動の検証、最近の事故情報の分析などを行い、課題を抽出して業界としての今後の方向性を示すことを目的とし、8 月 28 日、石油連盟内に環境安全委員会を中心とした「製油所の安全確保策に関する検討会」（以下、検討会）を設置し、更に、より具体的な分析・検討を行うため、下部に安全確保策検討 WG（以下、検討 WG）を設置した。

2. 検討会の活動

8 月 28 日以降、検討会及び検討 WG をそれぞれ 5 回開催し、製油所の安全確保策に関する検討に資するため、これまでの事故事例水平展開の検証、過去の異常現象事例の分析を行い、今後の安全確保に関する検討を行っている。

3. 検討の概要

（1）過去の異常現象事例の分析

過去の異常現象事例を分析するに当たり、重大な災害を防止することが何よりも重要であるとの観点から、2007 年以降の異常現象のうち特に注意を要する事例（以下「要注意事例」という）*34 例についての分析と、さらに異常現象の比較のために 2007 年以降の全事例の分析を行った。

* 海上・河川への流出、1kl 以上の漏えい、火災、労災の事例とした。

その結果、直接原因の割合に差はあるものの、配管からの漏えいが多く、オフサイトにおける漏えいを防止することが要注意事例をも減少させるための重要な対策となることが確認できた。

また、これまでの分析では新たなリスクの存在に関しては確認できず、これまで言われている設備の腐食等への対応、運転管理要員のレベルアップが重要であることが再確認された。

（2）事故事例水平展開の検証

検討会ではこれまでの事故事例水平展開による事故防止活動の検証を行った結果、事故事例は各社において有効に活用されていることが確認されたが新たな知見や特異な事例に関しては社内への展開において必要とされる情報が少ない場合があることや、事故情報説明会は開催頻度が少ないことと聞きたい事例が説明対象となっていない場合があることが明らかとなった。

このため、事故事例水平展開活動の更なる充実を図るために今後展開する情報の内容、説明会の頻度、説明会の対象とする事例の選択法などについて検討を行うこととし、ただちに作業に着手する。

- (3) 全社的な安全・法令順守の徹底および従業員の安全教育に関しては、経営理念、管理組織体系、教育体系によって各社で異なっているが、対応に当たっての基本的な考え方について検討を行った

① 全社的な安全・法令順守の再徹底

安全・法令の順守に関しては、経営責任者が強いリーダーシップを発揮し、経営責任者からのメッセージのトップダウンと現場の活動のボトムアップの一体化を進めることが必要であると考えられる。

今回を契機として、再度組織体制やその役割について検証を行うことが必要ではないか。

② 従業員の安全教育

人の教育には時間が掛かることから、地道に従業員への教育を継続していくことが必要であるが、教育カリキュラムに関しても、適宜改訂していくことも重要であると考えられる。

団塊世代の退職によりプラント建設の経験を持たない従業員などの、経験値の低下を考慮した設備の管理体制を検討するのも一つの対応方法であると考えられる。

4. 今後の検討予定

1月下旬から学識経験者に検討会に参画いただき専門的観点から助言を頂きながら最終とりまとめに向けて検討を進めており、3月末から4月初に頂いたコメントを盛り込んだ検討結果を取りまとめる予定。

以上